

市第 125 号議案

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について

1 趣旨

「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」は、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」を踏まえ制定しています。

この度、国の省令が改正されたことに伴い、本市においても必要な改正を行います。

2 改正の概要

(1) 「代替保育」の提供先の緩和【新設】

家庭的保育事業等（小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業）については、その職員が病気などの際に代替保育を提供する場合の連携施設として、現在は、保育所、認定こども園及び幼稚園が認められています。

これに加え、代替保育の提供において、保育所、認定こども園及び幼稚園を連携施設とすることが著しく困難であると認められ、以下の要件をすべて満たす場合は、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者を連携施設とすることを可能とします。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 食事の外部搬入の容認範囲を拡大【新設】

家庭的保育事業等については、給食の提供方法として、現在、自園調理を原則とし、特例として、連携施設等からの食事の搬入を可能としています。

これに加え、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業に限り、事業者からの食事の外部搬入を可能とします。

事業者とは、保育所等から調理業務を受託しており、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の状態に応じた食事の提供及びアレルギー等への配慮に適切に応じることができる市長が認めるもの とします。

(3) 自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を 10 年に延長【改正】

新制度開始以前から家庭的保育事業を行う事業者については、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を 5 年（平成 32 年 3 月末まで）としています。

この経過措置期間について、新制度開始以前から家庭的保育事業を行っており、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者に限り、調理設備の確保が困難な実情を踏まえ、5 年から 10 年（平成 37 年 3 月末まで）に延長します。

3 施行日

条例公布日をもって、施行の日とします。